

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成 27 年 3 月 18 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー守山小島店 守山市小島町字ヒタチカキト 1371 番 1 外 7 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1 代表取締役 田代 正美
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社バロー 岐阜県恵那市大井町 180 番地の 1 代表取締役 田代 正美
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成 27 年 10 月 22 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,238 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 100 台
- 7 駐輪場の収容台数 68 台
- 8 荷さばき施設の面積 324 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 36.5 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から 21 時 30 分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8 時 30 分から 22 時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2 か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から 22 時まで
- 14 届出年月日 平成 27 年 2 月 27 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1-1
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原 2100 番地 1
 - (2) 縦覧期間 平成 27 年 3 月 18 日から平成 27 年 7 月 21 日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 27 年 7 月 21 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1